

扶桑町産業環境課長 村田 武司 君
総務課主幹 松山 和巳 君
総務課副主幹 上條 靖之 君

事務局長 坪内 俊宣 君
総務課主幹 神林 宏之 君

(午前10時51分 開会)

○議長（倉知敏美君） それでは、定例会に引き続きまして誠に恐縮でございますが、ただいまから令和3年第3回尾張北部環境組合議会全員協議会を開会いたします。

本日の議題につきましては、お手元に配付いたしました次第のとおりであります。

議題3件でございます。

議員各位におかれましては、定例会に引き続き、慎重なる御協議をお願いいたしまして、簡単ではありますが、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

管理者。

○管理者（澤田和延君） 定例会で大変お疲れのところ、引き続き全員協議会を開催いただきまして誠にありがとうございます。

また、先ほどの定例会では各議案に対しまして、適切な御決定をいただきましたこと、改めてお礼を申し上げます。

本日の全員協議会の議題は、地域振興策についてをはじめ3件でございます。いずれも今後の新ごみ処理施設整備運営の上で重要な案件でございますので、議員各位から御意見等を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（倉知敏美君） ありがとうございます。

それでは、早速会議を開きます。

お手元に配付いたしました次第の順序に従いまして会議を進めてまいります。

◎議題1. 地域振興策について

○議長（倉知敏美君） それではまず、議題1. 地域振興策についてを当局に説明を求めます。事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） それでは、議題1. 地域振興策につきまして御説明いたします。

今回は資料はございません。

地域振興策につきましては、前回の全員協議会で各地区にお示しいたします案、金額などを御説明し、御了解をいただきました。毎年交付する地元協力金につきましては、中般若区と小淵区が年額100万円、それ以外の4区は50万円、各区で公民館修繕、公園の設置などを行っていただくための地域振興事業費、こちらにつきましては、施設、事業用地からの距離に応じた上限の目安額を設定いたしました。総額約9億3,000万円といたしました内容を最終案として組合議会に御説明し、御了解を得たところでございます。

前回の全協後からこれまでの間に、地元6地区の三役あるいは役員会に御説明に伺いました

ので、本日は中間報告になりますが、現状を報告いたします。

各区へお示ししたものは、組合議会の御了解をいただいた最終案であり、これ以降は変わらないとの姿勢で臨んでまいりました。その結果、6地区中3地区は組合がお示しした最終案に御了解をいただいております。他の3地区のうち2地区につきましては、現在役員会にて検討されている状況であります。残る1地区は、役員会に説明いたしましたが、当該区からはコロナの状況を見て総会を今後開催するので、そこで組合から直接区民に説明してほしいということがございました。この日程については、現在区長さんと調整中のところであります。

了解されていない区にありましても、組合の提案に御理解をいただけるようになった役員さんもお見えになり、役員会がまとまって反対という状況ではなくなっている感触も得ております。また、区長さんによっては役員さん方に説明する上での想定質問、区民の方に説明する上での想定質問を作成されている方もお見えでございます。事務局としても、区長さんのこのやり方に協力をしている、想定問答の作成に協力をしているところであります。前回、全協で御理解いただいた最終案をもって、さらに御理解いただけるよう努めてまいる考えであります。

中間報告になりますが、以上で説明を終わります。以上でございます。

○議長（倉知敏美君） ありがとうございます。

当局の説明は終わりましたが、本件に関しまして何か御意見、御質問ございましたら、御発言いただきたいと思いますが。

（挙手する者あり）

○議長（倉知敏美君） 小室議員。

○12番（小室輝義君） 今説明をいただきましたけれども、先回もこの場で私のほうからお願いをさせていただいておりますので詳しくは申し上げませんが、この前お示しいただいた地域振興費の配分について、私どもの地域の中にはまだまだ納得をされていない住民の方が多く見えますので、今後、今説明があったように事務局のほうから説明会に来ていただいて対処していただけるというように聞いておりますが、住民の皆さんの声をよくよく聞いていただきまして検討をしていただくことを私のほうからも要望をさせていただきたいと、こういうふうに思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（倉知敏美君） 要望ですね。

答弁はいいですね。

○12番（小室輝義君） はい。

○議長（倉知敏美君） そのほかはよろしいですか。

（挙手する者なし）

○議長（倉知敏美君） それではないようでございますので、当局には説明のあったとおりの進め

ていただくこととしまして、これで議題1、終わりますよよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○議長(倉知敏美君) それでは、これをもちまして議題1を終結いたします。

◎議題2. 給与法改正に伴う会計年度任用職員期末手当について

○議長(倉知敏美君) 続きまして、議題2. 給与法改正に伴う会計年度任用職員期末手当についてを当局に説明を求めます。

事務局長。

○事務局長(坪内俊宣君) 続きまして、議題2. 給与法改正に伴う会計年度任用職員期末手当についてを御説明いたします。

資料は次第の次になります。右上に別添資料とあるものをお願いいたします。別添資料でございます。

1は去る8月10日に人事院から勧告のありました給与勧告の骨子を一部抜粋したものとなります。

一般の職員の場合の支給月数の表を御覧ください。

期末手当だけの表記となっておりますが、年間の欄を御覧ください。

当初、年間2.55月分の支給月数だった期末手当を民間の支給割合との均衡を図るため、年間2.4月分の支給月数に改定する勧告がございました。

そのため、令和3年度期末手当の12月期において1.275月を1.125月の支給割合とし、さらに令和4年度、6月以降の期末手当を1.20月に改定する内容が示されております。

2の対象条例につきましては、会計年度任用職員であるパート職員が対象となってきますので、尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正が必要となっております。期末手当の減額となるため、この条例を基準日である12月1日より前の11月中に施行しなくてはなりません。

3の尾張北部環境組合の対応についてですが、(1)の背景といたしましては、国の通知により国の給与法成立後に組合の条例の一部改正を議決、施行する必要があるということ。

2つ目として、昨年につきましては国の給与法の法案が11月6日に提出され、11月27日金曜日に成立しております。今年は衆議院選挙もございますので、国の法案成立の予定がさらに不透明であります。法案の成立は11月下旬と想定されますが、11月下旬から11月30日までに議決が必要となりますが、この短い期間での日程調整が難しいことが現状の課題として挙げられます。

(2)の組合の対応といたしましては、現在11月の臨時会に向けて各市町からスケジュールな

どをいただいて日程調整をしております。

2つ目として、11月下旬での日程調整ができましたら臨時会の開催をお願いしてまいります。

※印になりますが、日程調整の結果、法案成立の見込日から11月30日までに組合議会臨時会が開会できる見込みが立たない場合、地方自治法第179条に規定する専決処分という選択もやむを得ず考えざるを得ないと思っております。その専決処分となった場合ですが、次の組合議会において、12月期分の期末手当のみの支給月数を改正する専決処分の承認及び令和4年6月期分以降の支給月数を改正する議案を上程させていただくことになります。

2ページをお願いいたします。

こちらは、尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の新旧対照表の案でございます。

この条例の新旧対照表（案）は、12月期分の支給月数のみを改正する条例の一部改正を示しております。

第9条第2項中となりますが、期末手当基礎額に乘じる額を「100分の127.5」から「100分の112.5」に改正するものでございます。

3ページをお願いいたします。

こちらは、要旨でございます。重複いたしますので省略いたしますが、趣旨、内容、条例改正の期間、施行日が書かれております。後ほど御参照を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（倉知敏美君） ありがとうございます。

という御説明でございましたが、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

（挙手する者なし）

○議長（倉知敏美君） ないようですので、これで当局には説明のあったとおり進めていただくこととして、議題2を終わります。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（倉知敏美君） それでは、これをもちまして議題2を終結いたします。

◎議題3. 行政視察について

○議長（倉知敏美君） 続きまして、議題3. 行政視察についてを当局に説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 議題3. 行政視察について御説明いたします。

資料はございません。

今年度の議会行政視察につきましては、7月20日の議員代表者会議にて、7月のその時点では実施または中止の決定はせず、新型コロナウイルス感染症の今後の状況を見よとの意見で一致し、7月27日の全員協議会にてその報告をしたところでございます。

10月12日に開催されました議員代表者会議におきまして、改めて今年度の行政視察の方向性について御協議していただいたところ、緊急事態宣言が解除され、新規感染者が減少に転じているとはいえ、感染再拡大、リバウンドの懸念が消えたわけではなく、今は感染拡大防止にとって大切な時期であることから、今年度の行政視察については、日帰りあるいは1泊2日の行程に関わらず、中止したほうがよいとの見解で一致を見ましたことを御報告いたします。

なお、来年度の行政視察に関する予算につきましては、現在、予算案を編成中ですが、今年度同様、2日間の行程で実施可能な予算案を計上したいと思っております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（倉知敏美君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりましたが、この件に関しまして何か御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

（挙手する者なし）

○議長（倉知敏美君） ないようですので、今年度の行政視察は実施しないこととして、議題3を終わってもよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（倉知敏美君） ありがとうございます。

それでは、これをもちまして議題3を終結いたします。

◎その他事項

○議長（倉知敏美君） 議題は以上で終わりましたが、続きましてその他事項ですが、まず議員の皆様から何かございますでしょうか。

よろしいですか。

（挙手する者なし）

○議長（倉知敏美君） それでは、当局のほうからは何かございますか。

（「ございません」の声あり）

○議長（倉知敏美君） それでは、ないようでございますので、以上をもちまして本日の案件は全て終了いたしました。

議員の皆様には本当に終始熱心に御協議をいただきまして、本当にありがとうございました。

当局におかれましては、先ほど申しましたように議員各位からの御意見をよく尊重していただきまして、今後の糧にしていきたい、そんなことをお願いいたしまして、閉会のお礼とさせていただきます。本当にお疲れさまでございました。ありがとうございました。

管理者。

○管理者（澤田和延君） 本日は定例会に続きまして全員協議会をお願いいたしましたこと、そして重要な案件につきまして協議いただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

本日議員よりいただきました貴重な御意見につきまして、今後の新ごみ処理施設の整備運営に活かしてまいりたいと考えております。今後も様々な課題が生じてくるかもしれませんが、今後とも議員の皆様方と御相談をさせていただきながら、一歩ずつ着実に進めてまいりたいと存じます。引き続き御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます、本日は誠にありがとうございました。

○議長（倉知敏美君） ありがとうございました。

それでは、これをもちまして令和3年第3回尾張北部環境組合議会全員協議会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

（午前11時06分 閉会）